

第五十八回国会

参議院運輸委員會會議録第十一号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)
午後一時二十八分開会

委員の異動

四月十日

辞任

仲原 善一君
佐藤 隆君
内田 芳郎君

補欠選任

平島 敏夫君
井野 碩哉君
江藤 智君

四月十二日

辞任

平島 敏夫君

補欠選任

野知 浩之君

四月十三日

辞任

野知 浩之君

補欠選任

平島 敏夫君

四月十六日

辞任

井野 碩哉君
天坊 裕彦君
田代富士男君
岩間 正男君

補欠選任

紅露 みつ君
北畠 教真君
小平 芳平君
須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

谷口 慶吉君
岡本 悟君
重政 庸徳君
大倉 精一君
木村美智男君

委員

北畠 教真君
木村 睦男君
紅露 みつ君
沢田 一精君
平島 敏夫君

国務大臣

運輸大臣
国務大臣

中曾根康弘君
木村 武雄君

政府委員

行政管理庁行政
管理局長

大國 彰君

運輸大臣官房長

町田 直君

運輸省海運局長

堀 武夫君

運輸省船舶局長

佐藤美津雄君

運輸省鉄道監督
局長

増川 遼三君

運輸省観光局長

深草 克巳君

事務局側
常任委員会専門
員

吉田善次郎君

説明員

運輸省観光局計
画課長

高野 晟君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○観光施設財団抵当法案(内閣提出)

○船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(谷口慶吉君) ただいまから運輸委員会
を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る四月十日、仲原善一君、佐藤隆君及び内田
芳郎君が委員を辞任され、その補欠として平島敏

夫君、井野碩哉君及び江藤智君がそれぞれ選任さ
れました。

また本日、田代富士男君が委員を辞任され、そ
の補欠として小平芳平君が選任されました。

○委員長(谷口慶吉君) 参考人の出席要求に関す
る件についておはかりいたします。

運輸事情等に関する調査の一環として、日本鉄
道建設公団の運営について調査するため、本日の
委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取す
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認めます。

なお、この人選については、これを委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ございません
か。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(谷口慶吉君) 観光施設財団抵当法案を
議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○木村美智男君 行管長官に観光施設財団抵当法
案に関連して二つばかり簡単に伺いたいと思
うのですが、佐藤総理が一省庁一局削減問題を
言い出してこの問題が実はいろいろと関係する
と、観光の機構の問題にも関連をしているやに
聞いておるものですか、まずその一省庁一局削
減といったあの問題が、現状どういう状態になっ
ているのか。大まかにこれひとつ聞かせていただ
きたい。

○国務大臣(木村武雄君) 現在は、御存じだと思
いますが一省庁一局削減の法律案を国会に提
出したしておりまして、衆議院のほうでは第一回

目の質疑をやりました。参議院の内閣委員会では、ただ趣旨説明をやっただけであります。その
一省一局法案の具体的な内容につきましては政府
委員から説明させていただきます。

○木村美智男君 概要でいいです。

○政府委員(大國彰君) 一局削減の内容を簡単に
申し上げますと、総理府におきましては、青少年
局を廃止して青少年対策本部を設けることにいた
しました。警察庁におきましては、刑事局と保安
局を統合して刑事局を設けるということにいたし
ております。行政管理庁におきましては、行政管
理局と統計基準局とを統合いたしました。行政管
理局といたしております。それから経済企画庁にお
きましては、総合開発局と水資源局とを統合する
ことにしております。それから科学技術庁は、資
源局を廃止いたしました。その事務の一部を計画
局に移し、他は付属機関である資源調査所を設け
ることにしております。法務省では、訟務局を廃
止いたしました。大臣官房に訟務部を設けることに
しております。外務省は、北米局と中南米・移住
局を統合いたしました。アメリカ局を設けることに
しております。それから大蔵省は、理財局と国有
財産局とを統合しまして理財局を設けることにい
たしました。文部省は、文化局と外局である文化
財保護委員会とを統合いたしました。新たに文化
庁を設けることにしております。厚生省は、国立
公園局を廃止しまして、大臣官房に国立公園部を
設けることにいたしました。農林省は、蚕糸局と
園芸局とを統合しまして、蚕糸園芸局をつくるこ
とにしております。それから通商産業省は、鉱山
局と石炭局とを統合しまして、鉱山石炭局を設け
ることにしております。運輸省におきましては、
観光局を廃止して大臣官房に観光部を設けること
にいたしました。郵政省は、監察局を廃止して、
その事務を大臣官房に移すことになっておりま

す。労働省は、労働基準局と安全衛生局とを統合しまして労働基準局とすることにしております。それから建設省は、営繕局を廃止いたしました。大臣官房に官庁営繕部を設けることになっております。最後に、自治省は、行政局と選挙局とを統合しまして、新たに行政局を設ける。

以上が一局削減の内容でございます。

○木村美智男君 ただいま局長から大体一省一局削減の内容を伺ったわけですが、この一省一局削減を法案とすり実行した場合に、要員の関係は一体どうなるのか。つまり現状より数がふえるのか、減るのか。つまり、その機構じやなくて、人間の関係は、一体これはどういふことに結果としてはなるかということ、もし試算でもできておればこれをひとつお伺いしたい。

○政府委員(大園彰彦) 今回の一局削減につきましては、事務をそのままにいたしておきまして、事務の整理を伴わず各省とも一局を廃止するということになっておりますので、人員の関係にはほとんど影響がございせん。一、二の局でまあ局長ポストがなくなるというだけでございまして、人員の面、要員の面では従前とほとんど変わらないことになっております。

○木村美智男君 で、この一省一局削減というやつは、もともと出発点から言いますと、今日行政機構というものが、非常に広範にわたり、しかも交差している。多分に不経済な面もあり、連絡の不徹底な面もあるから能率的なものにするということであつたと思うのです。したがって、結果として派生をしていくことは、やっぱり何らかのところに人間関係が伴うのではないかと、こう考えるというのか、そういうふうには感じておつたのです。とりあえず事務の整理を伴っていないから人員の異動はないということばかりですが、これからの問題としては、どういふことにその人の問題はなるのかというのを方向だけでも伺いたいのですが。○政府委員(大園彰彦) 簡素で能率的な行政にしなければならぬことはこれはもう国民全般が望んでおることでございますし、私どものほうも常

にそれを心がけておるところでございますが、今回の一局削減は行政改革に対します政府の姿勢を明らかにするということで打ち出されたわけでございます。これをさらに真の意味の真の改革にいたしますためには、本年の二月二日の閣議決定によりまして今後における行政改革の推進についてというのがきめられまして、三年計画で具体的な内容を盛り込んだ改革案をつくることになっておるわけでございます。それによりまして真の意味の改革を行なう、こういうことになっておるわけでございます。

○木村美智男君 そこで管理庁長官にお伺いをしたいのですが、長官は前の国会で、特に予算委員会での質問に答えて、この観光行政という問題についてはすみやかに一元化をはかりたい、こういうふうに言っておられたわけですが。そういうようなことから考えますと、必ずしも、むしろ向き前の向きの判断は別として、観光局を、言ってみれば、これはまあ官房に観光部ということにするのですから、一種の格下げみたいな、あるいは縮小というかね、そういうふうになって受け取れるわけですが、一体観光局を部にするという問題と、それから将来観光行政を一元化するという問題との関連はどういふふうにお考えでしようか。

○国務大臣(木村武雄君) 一省庁一局削減を佐藤内閣の政治姿勢として打ち出されまして、そうして各省庁でどういふ局をやめるかということとは、みな各省庁に御一任申し上げました。そうして行政管理局としては、何らその内部には関係しなかつたのであります。それで、一番最初は大橋運輸大臣のときだつたと思ひますが、運輸省から観光局を官房に入れてそして部にする、こういう答案を持ってこられたのであります。それを行政管理局としてはそのまま受け取つておつたんでございまして、運輸大臣がかわりまして、中曾根君が運輸大臣になりましたから、そのことについて非常に大きな問題があるんだということで、私とい

ろいろな話し合いをしたんであります。それで観光行政の非常に重要なことも私にはわかつておる

のでございます。それだけでなく、自由民主党のほうからも、観光行政は、一元化するために格下げするといふようなことでなくしてもらいたいという要望もあつたんであります。それだけでなく、参議院の運輸委員会が三十八年の六月十一日でありましたが、観光行政に関する附帯決議までもつけられておる。歴史がわかつてきたのであります。しかし、何と申し申しても、今日この際、この問題と取り組んでおられますと、内閣の政治姿勢であります。一省庁一局削減という根本問題が解決できなくなるのですから、これはこれとして解決しておく。しかし、これが解決した後で、やはり重要度合いが非常にわかつてきたのですから、観光行政は一元化するため全力を傾倒する、こういう方針をとるようにしたのであります。そして、この観光行政の一元化の問題は、内閣におきまして閣議で御了承をお願いいたしました。一省庁一局削減の問題が解決いたしますと即座にこの問題と取り組んで、そして観光行政の一元化をはかりたい、こういう考えを固めておつたやさきのものであります。この前予算委員会であつた発言を私が申し上げたんであります。非常に急いではおるのであります。何せ今度の国会が非常に予算で長引いてしまつて、なかなかこの問題を国会の場で取り上げることが非常に困難な状態に陥つたのであります。それが、その基本方針だけは固めておりますから、適当な時期に皆さま方の御賛同を得たいと、こういう考えを持っております。

○木村美智男君 長官のお答えを伺つておられますと、当面は、一省庁一局削減という政治姿勢を何でもかんでもこの際かつかうわけなければいかぬ、しかし、観光行政についてはきわめて重要なところが再認識をされてきたんで、閣議のほうへもその旨を報告して了解を願つて、将来一元化の方向について、一元化をするのだという基本方針は固めてある。そうすると、今度は、まあいま運輸省にあり、あるいは内閣にあり、いろいろ観光に関連する問題が各省にまた

がってあるけれども、それらを総合して一貫したといふか、いわゆる観光行政を抜本的に一元化する問題について、新しい法案を出すとかどうとかは別にして、とにかく近い将来国会に相談をする、こういうことに了解していいですか。

○国務大臣(木村武雄君) そのとおりであります。

○木村美智男君 それでは私よろしいと思ひますが、この際、長官、聞くところによると、あなたは観光行政について、いまもお話がありました。が、たいへん理解を持たれておるようなんです。私は、やっぱり最近の国際情勢の動きからいって、それから将来の国際親善とか、国内における、何といひますか、国民の生活面から、精神面から緊急緩和をしていくとか、かてて加えて、外貨収支の赤字解消といったような付帯的な問題を含めて、これはたいへん重要な問題だと思つておるのです。だから、この際長官にぜひ、観光行政の重要性というか、基本的に観光行政というものをどう考えているのか、これを一言熱心なところを聞かせてくれませんか。で、先ほどの方針は私十分了解いたします。

○国務大臣(木村武雄君) これは私の卑見であります。けれども、日本が平和憲法を採用いたしました。国家運営の基本にしたのであります。それから、国としていま平和国家になつたことは否定できないのであります。そうであるが、世界のどこから日本という国が眺められましても、名実ともに平和国家でなければならぬ、こう思つておるわけでありまして。平和国家というものの基本は何だろうかと言ひますと、私は最高の道徳国家になることだと思ひます。しかも、その道徳国家になることだと言ひます。それじゃ抽象的になりますから、外見から見まして、日本が平和国家である姿は一体何だろうかと思ひます。日本という国は世界にあげればなしにしていて世界じゅうの人が喜んでもらえる日本になつて世界じゅうの人が、私は平和国家の表面から見た実態なんじゃないだろうか、こういうふうにお考えしております。

○木村美智男君 それでは私よろしいと思ひますが、この際、長官、聞くところによると、あなたは観光行政について、いまもお話がありました。が、たいへん理解を持たれておるようなんです。私は、やっぱり最近の国際情勢の動きからいって、それから将来の国際親善とか、国内における、何といひますか、国民の生活面から、精神面から緊急緩和をしていくとか、かてて加えて、外貨収支の赤字解消といったような付帯的な問題を含めて、これはたいへん重要な問題だと思つておるのです。だから、この際長官にぜひ、観光行政の重要性というか、基本的に観光行政というものをどう考えているのか、これを一言熱心なところを聞かせてくれませんか。で、先ほどの方針は私十分了解いたします。

そういう点で非常に適切な日本の姿は何だ、こう言いますと、やっぱり観光日本になることじゃないだろうか、こう思いますが、やっぱり国としては観光日本イコール平和日本、こういう考えで観光行政に思い切つて力を注ぎ込みまして、世界中の人々から喜んでもらえる日本になる、あけっぱなしにして喜んでもらえる日本になる、そうして、世界のひとともに歩く日本をつくるということが一番大切だ、こう思ひまして、観光日本、そのためにひとつ強力な観光行政というものを行政に必要がある。いまのように観光行政というものが各省庁にまたがっておりまして、ほんとうの観光日本の建設というものはできないのじゃないだろうか、こう考へておりますから、どうしても観光行政というものを一本にして、しかも強力なものにして平和日本にふさわしい観光日本をつくつてみたい、こういうのが私の考えなんです。その点はいまの中曾根運輸大臣とも非常に一致しておるようであります。それが私の偽りのない気持ちであります。

○委員長(谷口慶吉君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○小平芳平君 長官の御趣旨はよくわかりましたですが、一局削減で、将来観光事業自体もつと伸ばす方向だという長官の説明があるわけですから、しかし、現実問題として局が部になるわけですね。それは将来大きな観光行政の一本化ということになれば、そうならば確かにいま局が部になつてもそれは一時的なことで、将来の一本化という線が、ほんとうにいま長官が答弁されたように進められていけば、大きな収穫だと思ふんです。そこで観光局長としては、その見通しですね。特に一本化する場合に何省のどういふものが最も適當であると思はれるか、これは行政管理局のほうからも、政府委員でけっこうですが、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(深澤克己君) 私ども見通しを聞かれても、一局長の分際で申しわけありませんが、先生のおっしゃつたように、大前進するための一つの屈伸運動だといふふうに私も考へておりまして、一元化のために全力を尽くしたいと思つております。

○木村美智男君 大臣、もう大体これで終わりなんですが、大臣の言われる観光日本といふことで、国際観光機関、観光機関国際同盟といふか、ここでは、大臣の観光日本といふことは対応して、観光は平和へのパスポートだ、こう言っている。これは大体同意語だと思ひます。そういう意味で言えば、大臣の言われたあけっぱなしで喜んでもらえる観光日本をつくるんだという遠大な理想は、私は原則的に賛成です。ところが現実には必ずしもあけっぱなしで喜んでもらえるような日本であるかどうかといふと、ここにはやはり多くの問題があります。問題があるだけにぜひ行政管理局の長官としては、私は観光行政を重要視して、そして日本がほんとうに平和を指向するような観光日本をつくりあげるといふ行政一元化問題は、そういう意味できつて重要だといふふうに思ひます。で、ひとつこれから先はど答へられた気持ちで具体的にあらわれるように、せつかくの大臣のひとつ御努力をお願いいたします。私は行政管理局

長官に対する質問はこれで終わらせていただきます。
○委員長(谷口慶吉君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○小平芳平君 長官の御趣旨はよくわかりましたですが、一局削減で、将来観光事業自体もつと伸ばす方向だという長官の説明があるわけですから、しかし、現実問題として局が部になるわけですね。それは将来大きな観光行政の一本化ということになれば、そうならば確かにいま局が部になつてもそれは一時的なことで、将来の一本化という線が、ほんとうにいま長官が答弁されたように進められていけば、大きな収穫だと思ふんです。そこで観光局長としては、その見通しですね。特に一本化する場合に何省のどういふものが最も適當であると思はれるか、これは行政管理局のほうからも、政府委員でけっこうですが、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(深澤克己君) 私ども見通しを聞かれても、一局長の分際で申しわけありませんが、先生のおっしゃつたように、大前進するための一つの屈伸運動だといふふうに私も考へておりまして、一元化のために全力を尽くしたいと思つております。

それから、お尋ねの、どういったところを考へておるかといふことでございます。これは私どもだけの判断でございますが、一番大きな根幹となります。根幹になつてもいいと思ひます。私どもは、私どものほうの観光局と、それから厚生省の国立公園局、それと先ほど文部省の文化財保護委員会、文化庁に合同の案が現在提出されておりますけれども、その中の文化財保護部、それとあと各省の課、課の中の係程度でございますが、建設省の公園行政、あるいは厚生省の旅館行政、それから林野庁の一部のたとえば鳥獣保護の関係、こういったところ、それからもう一つ外務省の情報文化局の中の日本の国情を海外に宣伝するといふ一係がございます。現在のところ、そう

いったところを考へておるわけでございます。
○政府委員(大國彰君) 観光行政に關係いたします行政機関は非常にたくさんあるわけでございまして、それぞれ各省のそれぞれの所管業務の中で観光に關係があるという状況になっておりますので、私どものほうで、いま各機關につきまして慎重に検討をいたしている最中でございます。

○國務大臣(木村武雄君) これは、私なるべく早くやりたいと、こう思つておられますから、どうせ観光行政を一元化するのであつたならば、妥協的なものでなく、根本的に一元化をしていきたい。その一元化の問題について、下から積み重ねていくという事務同士で話し合ひをさして解決するといふようなやり方では、この問題は解決しないと、私は思つております。はなはだ面はゆい話でありますけれども、やはり大上段にかまえて、そうして上のほうで解決してしまふ。いまも観光局長が話されましたとおり、一番大きな相手は文部大臣、厚生大臣と私と三人で取り組んでこの問題を解決したい、こういうふうには考へております。非常に困難は困難でありますけれども、私は、あえてかく申して、取り組んでこの問題は処理したい、そうでないといふ観光日本としてもおくれ。世界を回つて歩いてみましても、日本の観光資源は他におくれはとつておりませんけれども、開発の点になりますと、残念ながらおくれをとつておりますから、それを最短期間に解決しようと思ふのであります。しかし、話を三大臣といたしますから、話を長引かしてはこれはおしまいでありまして、非常に短かい間で取り組んで解決をしたい、こういう考へ方なんです。いま取り組んではおられますが、国会がこのようにおくれしてしまひまして、そして途中ふらふらになつたのですから、ほんとうのところ取り組んでおられませんけれども、機会を見てこの問題と取り組んでまいりたい。私の考へたいたしましては、各省庁の一局削減が国会を通りました直後に取り組んで解決したい。この次の国会に間に合ひたい、こういう考へております。

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○委員の異動について報告いたします。
本日、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。
速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○木村美智男君 大臣に観光施設財団抵当法の問題について、三三〇何いしたいと思ひますが、まず第一番に、観光行政の一元化といふことが前から叫ばれておるわけなんです。私どもも考へてみまして、観光という問題は、これはやはり平和という問題と、言つてみれば表裏一体の大体概念じゃないかと思ひます。そういうことを考へてみますと、日本が、特に戦争中なんかには観光どころの騒ぎじゃなかつたわけなんです。しかし、いま国際情勢も、ベトナムなどをみましても逐次戦争の終結の方向を向いてとにかく情勢が動いていく。こういつたような今日の状態を考へてみますと、特に最近、去年の国際観光年を契機にして非

○小平芳平君 詳しい御答弁がありましたので、私もそれで質問した項目については了解いたしました。要するに厚生省へ行きまして国立公園を担当している人に聞けば、とても観光なんてとんでもない、われわれのやっている仕事はそういう仕事をやっているのじゃないんだ、あるいは特に文部省の文化財を担当している人に聞けば、観光なんてとんでもない、観光のために文化財をやっているんじゃないのだ、こういうふうに言ひわけです。ですから、長官がいまおっしゃつておられるように、それは困難なことである、しかし一元化することがどれだけ日本の国の将来に大きくプラスしていくかといふ面から、いまおっしゃつたように、上のほうから上へのほうからいふか、とにかく最高の内閣の方針として断行なさるといふことでありますので、そういう方向で進めていただくことがけっこうだと思ひます。

○委員長(谷口慶吉君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○委員の異動について報告いたします。
本日、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。
速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。
○木村美智男君 大臣に観光施設財団抵当法の問題について、三三〇何いしたいと思ひますが、まず第一番に、観光行政の一元化といふことが前から叫ばれておるわけなんです。私どもも考へてみまして、観光という問題は、これはやはり平和という問題と、言つてみれば表裏一体の大体概念じゃないかと思ひます。そういうことを考へてみますと、日本が、特に戦争中なんかには観光どころの騒ぎじゃなかつたわけなんです。しかし、いま国際情勢も、ベトナムなどをみましても逐次戦争の終結の方向を向いてとにかく情勢が動いていく。こういつたような今日の状態を考へてみますと、特に最近、去年の国際観光年を契機にして非

常に国際的な観光ブームというか、そういう喜ぶべきむしろ状態にあるのじゃないか。特に、国内における大衆旅行なんかについても、すべてが観光ではありせんけれども、大体急速に毎年毎年伸びていっている、そういうたような立場から考えれば、言ってみれば観光というものはある意味では成長産業だ。したがって、それ相当地に国がそういう問題について一つの方向をきっちと持つてやほり進めていかなければならない問題だと思ふのですけれども、ところが今回、観光施設財団抵当法案を提案されると同時に、一方において一省庁一局削減問題というものがあつまして、具体的には運輸省なんかについても観光局が観光部に格下げになる、こういったような情勢。先ほど行政管理局長官に聞いたわけですが、これは政治の姿勢として打ち出した問題であるから当面は一省庁一局削減の方向でとりあへず片をつけるけれども、観光行政あるいは観光事業そのものの重要性というものは再認識をしておるのだ、あらためて一元化の問題については内閣の方針として取り上げていきたい、こういうお答えだったわけだ。

そこで、特に私は、この観光といえば、それは厚生省にも文部省にも若干の関係はあるけれども、主体となつてきたのはやはり運輸省だ。そういう立場から考えれば、どうも今日の世の中の動きと、やはり部に格下げになるといふ点は、これはどうも時代逆行的な感じが感ずるわけだ。この点について、大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、お考えを伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 観光局を観光部に直すということは、まことに遺憾なことではございまして、観光の重要性に関する認識は木村委員と全く同じでございます。そこで、この一省庁一局削減の案をつくり出すときに、観光一元化の問題を大いに強調いたしまして、その点については行政長官も非常に賛成いたしまして、観光一元化のことは、自分の責任においてそれは実行すると、

とりあへず一省庁一局削減という内閣の大方針に足並みをそろえるという意味で、観光部というところでがまんをしてくれと、そういうお話がございましたので、そういう了解のもとに観光部ということにしたのでございしますが、当初の考え方でありました観光一元化という構想に基づく観光政策の強化という方針はあくまで貫く考え方でございします。

○木村美智男君 大臣の考え方、たいへん私は観光問題についてこれは力強いお答えだと思ふのですが、しかし、政府内部では必ずしも政府内の統一した、あるいは支配的な考え方だといふふうにもまだ受け取れないので、言ってみれば、ほんとうにそういうことを信頼していいのかどうかと、こういう気持ちも実はあるわけだ。もともと観光局ができたという経緯から考えてみると、いままでとにかく観光政策審議会であるとか、あるいは衆参両院の本委員会の附帯決議であるとか、あるいは行政管理局の勧告であるとか、過去十数年にわたつてこの観光問題というものは相当にいろいろな意味で勧告を受け、あるいは答申が行なわれていた。そういうふうなことから見て加えて、与野党一致でこれは議員修正によつてでき上がったのが観光局なんですね。こういった経緯から考えてみると、私はいかに政治姿勢とはいひながら、一省庁一局削減のやり玉に観光局を上げたというところは、ちょっとこれはわからぬわけだ。大体観光なんというものは物見遊山というぐらゐの認識で、一面ではしかし、国際収支もかせがなきゃならぬ、赤字を何とかせなきゃならぬ。国内でも何とかかんとかいろいろレジャー・ブームといひながらも、やはり基本的に観光というもののについての認識が欠けているんじゃないかという気持ちもあつてならないのです。そういう意味で、大臣が先ほど言われたような考え方、私は原則的にこれは共鳴するわけですが、ほんとうに一省庁一局削減を行なつたあとで、いわゆる一元化という形が庁になるのか、まあ省はむずかしいかもしれぬけれども、あるいは観光局の復活になる

のか。一体文部省や、あるいは厚生省や内閣の一部にちよつぱりあるような、そういう関係はいわゆる統合をして、あるいは運輸大臣の管轄下に局の復活をしようとしているのか。そこら辺については、これは今度の一省庁一局削減の行政管理局の方針は行政管理局長官が自主的につくつたのではなくして、運輸省から言つてきたものをそのまま受けて立つたのだという答えでもあるだけに、大臣の言われることが、少し裏づけがほしいと思ふ。別にそのことがどうだこうだというわけではないけれども、少しその先の考え方、この辺を聞かしてもらいたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 木村行政長官は、現在の閣僚の中でもきつめて信頼すべき高潔なるさむらいでありますから、私は木村さんのことばを信用しておるわけでありまして、木村行政長官との問題でいろいろ会談しましたときに、私は私なりの考え方を二、三申し上げまして、行政の参考にしてもらつてありますが、その内容をここで申し上げますから、この際は控えていただきたいと思ふのであります。いずれにせよ、しかし観光行政を一元化して、非常に太い筋で日本の観光行政の劣勢を挽回していくということは、木村さんや私らの一致したところでありまして、この点はすみやかに実現するように努力していきたいと思つております。

○木村美智男君 そこで、先ほどもそのきつめて信頼すべき木村行政長官が来られたので、私も基本的に観光というものはどうあるべきかということについて、長官の御高見を伺つた、簡単にね。観光は平和へのパスポートという合意のことばがあるものだからどうかと、こういう話をしたのですがね。ぜひこの際、中曾根運輸大臣に、観光についての基本的な考え方を、簡単にだけつこうです。お聞かせいただきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 観光と申しますと、海外へ出ていくということ、それから自分の国土を知るといふこと、両方あると思ひます。い

まわりあいに海外を知るといふ方向に観光ということが取りざたされておりますが、私は日本に必要なのは、日本の青少年が自分の祖国を知る、国土を知るといふことも、また非常に大事な要点ではないかと思ひます。わりあいに忘れられていたその部面も、大いに強調して取り上げていきたいと思ひます。また海外との関係におきましては、これだけ風光明媚な国土でありかつた非常に東洋的な情緒をたくわえておる日本の国際収支が観光面において赤字であるといふことは、ざんきにたえないところでありまして、非常に大きなウイークポイントが日本の国政にあるように思ふのであります。イタリア、スペイン、メキシコ等の例を考えてみますと、われわれの努力の不足を非常に痛感するのであります。そういう面から、すみやかに一元化を行なつて、強力に推進するといふ必要を感じまして、一元化の構想も打ち出したわけでありまして、外客誘致という面に關しましては、これは総合的にやらなければならぬと思ひますが、一つの面では、外国のお客さんを日本へ誘致して外貨をかせいだそのネットの外貨に対しては、誘致してきた業者に対して相当の減免税を行なつてやると、そういうことでネットの外貨をふやすということが非常に大事ではないかと、そういう点については大蔵省ともいろいろ話し合つておる次第でございます。

そのほか、日本に対する認識と申しますか、観光宣伝の面におきまして、まだまだ足りない面があります。案外大事なものには映画を通ずる部面であると思ひまして、たとえば「羅生門」という映画がグランプリを取つた。あるいは「雨月物語」といふのがグランプリを取つた。あれは一つで世界じゅうに日本という名が知れ渡りました。物語は古い物語ですけども、あれはつくつてゐる人間のセンスといふものは非常に高水準のものであつて、それがまた日本に対する好奇心や非常に興味を呼びまして、日本といふものを紹介する非常に大きなフアクターにもなつておると思ふのであります。政府が金をかけて宣伝するよりも、む

しろあいう映画なんかがグランプリを取って自然に紹介することが、どのくらい大きいかわからないと思うのです。ニューヨークあたりへ行きまして、三船敏郎さんの映画ばかり、あるいは黒沢さんの映画ばかりやっているクロサワ・ウィークとかシアターとかそういうものがございしますが、ああいう方面はわりあい忘れられておりますけれども、私は大いに力を入れて、これは通産省等とも、協力してやる分野ではないかと思っております。

○木村美智男君 大臣ね、前段のほうはいいけれども、ぼくはしろのほうはあまり感心しないのですかね。というのは、しいて論争しようと思わぬのですけれども、私はやはり観光というやつはね、対外的にはやはり国際親善ということが観光の基本的なものであるのじゃないかと思うのですよ。それから対内的にはね、やはり平和を愛するとか、そうでなくても物価が上がったり、いろいろそういう日常生活の中から、あるいはベトナムその他の情勢などいろいろと作用をして、何となく人間の心がとげとげしくなる、そういうことに観光というものはやはり人の心をやわらげるといって、こういつた面と、いま言った人種が違おうと、国が離れようと、国際的に親善を深めていくというところにやはり観光というものの本義があるのじゃないか、そうして、まあ国際収支の赤字も、日本ができるだけいろいろ宣伝をしてお客さんによい来てもらうというところは、その付帯的な産物としてやはりこれは、決して軽視はしないが、大事には考えるけれども、やはりその辺のことでやってもらわないと、海外へ出て行くやつが、羅生門が決して悪いとは思いません。何であらうとできるだけ世界一になるのは大臣の好みに合うけれども、しかし、やはりあなたのはやはり美しい国で、人の心もよくて、しかもいろいろまあ何というか、そういう意味で奥ゆかしいというか、そういうたようなものが感じられるような海外、対外宣伝といったようなことに

通ずるようなことを通して、そしてほんとうの観光というものに実は持つていってほしいという気持ちで、私は観光一元化ということを感じながら、あまり商業上のことばかりいうなら観光一元化反対といいたくなる、ぼくの場合は、そういう意味でひとつ大臣のあれはけっこうですが、私の申し上げたようなこともひとつ十分これからの観光行政をやっていく上になんか生かしてもらいたい。で、なおかつその筋からはずれるようなことがあれば、また委員会いろいろな御意見何うようなこともあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、諸外国がほとんど観光面を盛んにして機構を拡大しているというときに、さっきからどういふようだけれども、やはり観光部に格下げだといったようなことでは、これはやはりどうも調子が合わないのです、これはすみやかに今度の省庁一局削減の問題についてけりがついたら、直ちに方針を明らかにして、そして本格的に、いま私の申し上げたようなことも十分くんでいただいで、観光行政というものをほんとうの意味で平和のために生かしてもらうというのでせよやってみせさんから、私質問を終わらしていただきます。

○小平芳平君 いまの点については運輸大臣、行管長官がこの国会が終了後、要するに観光局が観光部になることは国会に提案してある。それがきまった直後において、特に問題なのは厚生省、文部省あたりだけれども、これは大局的な立場に立つて即刻実現するようにやりたい、こういうふうに観光一元化について今国会終了直後においてそれはもう強力に推進しようという考えであるといふに言われておられました、この点はよろしいでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 木村行管長官の申されたとおりでございます。

○小平芳平君 そこで大臣には、ほかの委員会でこの点お尋ねしたことがあったのですが、やはり

運輸大臣としても同じ意向で進められるという点で、この点については了解いたします。

次に、この観光施設財団抵当法によってどの程度の効果をあげようという考えか、やはり過去にすでに財団抵当制度というものがあって、工場あるいは工業、あるいは鉄道、こうした財団ができる、過去にこうした例があるわけですが、今回この観光施設財団というものの抵当法というものができ上がった場合、どの程度の効果をねらっておられるか、その点について。

○政府委員(深澤克己君) 観光基本法の中にも国際観光ルート、国際観光地の整備のほかに、旅行関係施設の整備ということに国はつとめなければならぬということが書かれております。私どもは一方では、非常に観光地の過度集中、熱海その他でございますが、もうちょっと健全な観光地を別のところにやはり開発していかなければならぬといふふうに思っております。非常に観光の需要もふえております。国民大衆の利用できるようなのを都会の周辺、あるいは地域格差の是正のためにいなかのほうにこういったものをつくっていくかなければいけない。ただし、こういった観光地開発には政府が金を出すといたわけにもまいりませんので、大部分は民間の創意に待たなければいかぬということでございます、それには何らかの国として法的にめんどうをみてやるということとで考えられましたのがこの観光施設財団抵当法でございます、これのメリットといたしましては、一つは、観光施設を開発する場合に金融を仰ぐわけでございますが、端的に申しまして、現在は土地と建物しか抵当の対象になりませんけれども、この法案が成立いたしますと、その中にある各種の動産、これも抵当の対象になる、あるいはそれが一体としてとらえられるということ、非常に担保価値が上がるわけでございます。ある会社法に聞いてみましたら、大体現在のままと、この法律ができた場合と、大体金融機関からは倍ぐらい借りられるのじゃないか、あるいは小さく見積っても五割程度の担保価値が上がるということ

でございます、そういった意味で私どもは助成をしてまいりたいということが第一点でございます。

それから法律に書かれておりますが、財団になりますと、一つの不動産としての取り扱いができるわけでございまして、登記が非常に一本でできる、簡単でございます。もちろん財産目録というもののはつきますけれども、抵当権設定あるいは登記の手続が非常に簡素化されるという二つのメリットをねらったわけでございます。

○小平芳平君 したがって、金融機関から倍ほど金が借りられるという一つの例をお話なさったのですが、結局観光事業そのものをやはり政府が力を入れて振興していくという、先ほどの一元化にもつながるわけですが、その方面の推進が強力でない、ただ金は借りた、施設をつくったが利息も払えない。また、赤字であえいでいるというのでは、結局この法律ができた趣旨に合わない。そういう点はいかがでしよう。

○政府委員(深澤克己君) 先ほど申しましたように、この法律は直接観光施設をどこへつくれとか、あるいはどういったものをつくれ、つまり健全なものをつくれとかいうようなことは別に指示できる法律ではございませんで、純粋に民間ベースでやる問題でございます。ただ、観光施設を一つの集団にいたしまして財団を認めますよという意味の法律でございます。しかし、先生のおっしゃいましたような、いわゆるこういつた観光施設を適所につくるというようなこと、これは私どもも今後ひとつの行政指導と申しますか、誘導行政と申しますか、そういうことで進めてまいりたいと思っております。先ほど申しましたように一つの観光地への過度集中、これは観光基本法にも過度集中の排除ということを政府ははかれていますことを書いておきますので、そういう趣旨も体しまして指導行政をやってまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 どうもちょっと答弁が合わないんですけれども、要するにこの法律でどのような効

果をあげていくか、その点については、抵当権を設定することができ、動産も含めて抵当権を設定することによって金融の面で案になるというところが一つ。もう一つは、登記などの手数料が省けるというような御説明があったわけですが、それが、先ほどの観光行政一元化の問題と考へあわせて、これからの観光行政の面で政府としてできること、それは政府がある施設をつくれ、この施設をつくれというわけではありませんが、やはり観光行政を一元化するということが自明な結果は観光の振興ですね、これが大事だと思ふ。それがあつてこそこうした制度も生きてくるということとよろしいでしょうかということですが。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は、観光基本法に盛り込んであります諸原則を政府として実行していくということであらうと思ふのであります。たとえば国際、国内的に観光ルートの設定またその観光ルートにおける史跡あるいは歴史、自然、そういうものに対する解説であるとか、あるいは観光する者に対する宿泊設備その他の諸般の設備の調整の問題であるとか、それから資源の保護、美観の維持、そういう問題でありますとか、そういうような諸般の政策を国としては行ないながら、その一環として宿泊設備やその他の受け持ちを持つておられる業者の財政的な安定と申しますか、力をつけてあげる、そういう趣旨に沿つてやらせる、そういう考へ方で指導していくべきものであると考へます。

○小平芳平君 次に、この法律に出てくる観光施設について具体的に説明していただければ私の質問はこれで終わりたいと思ふますが、観光施設はここに具体的に「遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であつて政令で定めるもの」となつております。政令で定めるものはどのようなものを考へておられるか、これが一つ。それから先ほど局長が熱海の例を出して、こういうような集中しておられるものは集中はよくないというふうに言つておられました、こうした施設を、逆に今度は大都会などにもこういう

施設を認められるかどうかという点、それから観光施設とこちらら思つていても、それを受け付けてくれないということが起こりはしないか、それは観光施設であるかないかどこで認定されるかという点、以上三点についてお願いいたします。

○政府委員(深草克巳君) 政令で定めるものはどういふものを考へておられるかという第一の御質問でございますが、これは第二条に書かれてございまして、観光旅行者の利用に供されたいというものが大前提になつております。これに従つて政令の段階で考へていくわけですが、現在私どもも考へておりますのは、遊園地、これはこの財団の趣旨からいまして、何がしかのやはり工作物がなければいけません。ただ、だだ広い遊園地では、これは土地の抵当で足りません、何らかの工作物あるいは機械、こういったものが必要條件になつております。そのほか動物園、植物園、水族館、それからスキー場につきましては、これまた土地だけでは意味がございまして、スキーリフトが設置されるものに限定をいたしました。あるいはスケート場もこれは天然のスケート場では意味がございまして、結氷装置がついておるスケート場、それからあとは展望施設、これもただ山の上に歩いてのぼつての展望施設でなくて、それにとつてエレベーター、ロープウェイ、リフト、こういった運送施設が付属しておる展望施設、それから、これまで把握できない、つまり一つ一つの条件には合いませんけれども、いわゆる規模が非常に小さいわけがございしますが、それらが幾つか集まりまして総合された形になつておるような施設、大体こういうものを予想いたしておるわけがございします。

それと、大都会でものを認めるかどうかという点でございしますが、これはもちろん先ほど申しました過度集中という問題もございしますが、けれども、大都会でもやはり観光都市というものもございしますし、よその地方からたくさん出てまいります。したがつて、大都会にあるからこれを

排除すべきだということにはならないのではないかと。したがつて、私どもはこれを区別しないという考へに現在立つております。

それから三番目の、観光施設であるかどうかという法律上の解釈、認定をだれがやるかという点でございしますが、これは実は同じ財団抵当法でございまして、たとえば鉄道とか軌道とかいうようなものは、財団設定自体が所管大臣の認可になつておまして、工場抵当法その他一連の、いわゆる施設財団と申しておりますが、それらの範疇のものは、別にその範圍といひますか、規模といひますか、これは所管大臣の認定する制度になつております。工場財団も同じでございします。この法律もその系列のものといひます。認定行為は行なわれないということになつておりますが、最終的には登記をする場合の登記所で認定するわけがございします。その点で私どもも若干心配な点もございしますが、法律ができて、政令もできるだけ親切に認定ができるようになつて書きたいと思ひます。さらに最終的にはいろいろな解釈通達で運用を——だんだんいろいろなケースが將來も出てまいらると思ひます。だんだんそういった解釈通達で補つて大成してまいりたいというふうな思つております。ただ非常に規模の小さいもの、あるいは先ほど例を引きましたが、動物園でもあまり動物のいない、土地がだだ広いだけだといふようなものもございします。こういったものは第一次的にはやはり金融機関がそれに財団抵当を設定かりにしまして、それに見合ふ金を貸さない、したがつて、まあメリットもないという点で、一時的にはそこでおるわけがございします。

○須藤五郎君 中曾根運輸大臣の意見を伺つておきたいと思ふのですが、私は実は志摩国立公園の中で生まれた人間なんです、鳥羽で生まれました。だからこの観光問題についてもあるいは皆さん方と多少違つた考へがあるかも知れないのですが、まず宇治山田駅—伊勢市に着いて、それ

からバスで鳥羽に向かいますと、二見というところを通るんですね。で江村という、二見とその次の村で江村というところがありますが、この海岸線は非常に美しい海岸線、海水浴に非常にいい海岸だったわけですが。ところが最近行つてみると、この海岸線がすっかり埋め立て地になつて、そこに私たちから言つて俗悪だと、こう申し上げたのですが、そこにいわゆる遊園地のごときものができまして、そしてすっかり海水浴場はこわされてしまつておるんですね。私は非常にさびしい気持ちがあるわけなんです。それから鳥羽に着きますと、鳥羽は私の生まれたところですが、すみずみまでよく知つておるわけですが、これは国立公園になるほどのところでありまして、非常に風光明媚な、きれいなところなんです。山にはたくさん松の木があり、海岸は線も非常に豊富で非常に美しい。そうすると駅へ入る前の、私たちが子供時代に遊んだ山が、これが切り開かれてしまつておるんです。そしてそこにホテルが建つております。それからもう一つは、鳥羽から対岸になる島の上に、そこも切り開かれて、そしてそこにホテルが建ち、それから遊園地のようなものができておるんですね。私はこういう風景を見たときに、かつての子供時代のことを考へれば、何だか非常にやるせない気持ちがあるわけなんです。これがはたして日本の国立公園として価値のある鳥羽なんだろうか、決してそうではないんじゃないか、こういうことがいふゆる観光事業のあらわれなのかどうかという点ですね。そうなりますと、私は観光事業は、私は何も否定するわけじゃないんですけれども、こういうやり方というものはたして正しいのかどうかというか、やはり私たちの国土の美しさというものは、やはりあくまでも保存しなきゃならない、だからむやみやたらに商売になるからといって、最も私たちが景色がいいなと思つておるところを買い占めてしまつて、そしてそこにホテルを建てて、こうなりますと、ホテルへ泊まる人間しかそこへ行けないわけです。一般の町民は行けないわ

この地上権が非常に秘問題だと思ふんですが、第四条、第六条によりまして地上権と若干の施設があれば財団の設定ができるものと、こういうふうになつておると思ふんですね。そうしますと、観光上価値のある国有または公有の河川、海岸その他に対します地上権についてもこれが適用されるものかどうかということです。

○政府委員(深草克巳君) 六条に「第四条第一号に掲げる土地又は同条第四号に掲げる土地に関する権利が存しないときは、財団を設定することができない。」ということをごさいますして、お尋ねの国有地あるいは原有地の場合でございしますが、たとえばスキー場あたりが一番典型的な問題ではないかと思ひますが、ここに書いてございしますように、その土地を所有しているか、あるいは少なくとも賃貸人の承諾あるときは賃借権、つまり土地を賃借りしている賃借権があるということが必要要件でございまして、国有地や県有地の、これはまあ普通使用許可でございします。使用許可ではこの財団を設定できないということになつてます。

○須藤五郎君 そうすると、何ですか、この法案ができましたも、国有地、公有地は、河川にしろ、海岸にしろ、山にしろですよ、すべて地上権というものの、この第四条にきめられた地上権です、ね、これは認められないと。それで、したがつて、抵当権といふのは認められないんだと、こういうふうなお考えなんですか。

○政府委員(深草克巳君) そうではございませんで、地上権または土地の賃借権、これは所有権があれば一番いいわけですが、少なくとも地上権または土地の賃借権がなければ設定できないと私が申しましたのは、国有地や県有地の実態はほとんどは使用許可で行なわれておりますから、使用許可はこの地上権あるいは土地の賃借権に該当しませんので、そういう場合は設定できないといふことを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 国有地、公有地は使用許可権であつて、地上権がないから、だからこれに該当しな

ということですが、それは何ですか、国有地と公有地は絶対に地上権というものは設定できない仕組みになっているのですか、あるいは地上権が設定できる場合も起こってくるのではないか、そういうことは絶対にないのですか。

○政府委員（深草克巳君） 国有財産の中には普通財産というものとございまして、貸借権が設定できる場合がございます。

○須藤五郎君 賃借権があれば、地上権が生れて、そして抵当権ができてくると違うのですか、その関係なんです。

○政府委員(深草克巳君) そのとおりでございます。

○須藤五郎君　そうすれば何やないですが、やはり国有地を賃借権で借りて、そして地上権が生れて、そして抵当権ができるということになりはしませんか、私はそこを質問しているのです。

○政府委員(深草克巳君) 国有財産の場合の普通財産でございますが、これは賃借権もあり得るわけでございますが、私の申し上げておりますのは、国有財産の場合には、原則は使用許可でございますので、そういったケースは——かりに法律的にはは設定はできますけれども、ケースとしてはほとんど考えられないということでございます。

○須藤五郎君 あれね、その使用権で国有、公有の土地を使うでしよう、そこに家を建てるでしよう、ホテルを建てるでしよう、そうすると地上権ができるわけです。家で建てるで地上権ができるわけです。そうしたら、この地上

○政府委員(深草克巳君) 賃借権が直ちに地上権の設定ができていますから、これを抵当にして金を借りるということはできるのじゃないですか、それはできないという保証がどこにあるかという事です。その点私は追及しているのです。

になるというわけではございません。ただし、賃借権があれば、国が相手に賃借権を認めますと財産は設定できるということです。

○須藤五郎君　だつて、使用権を国が認めるでしやう。そうするとその土地に家を建てようとい何を

建てよ」と自由でしよ、使用権が認められたのです。家を建てたら地上権ができるのじゃないですか、そうでしよ。できないという保障はどこにあるのですか。できるでしよ。そうすると、地上権はこでちゃんと生きてくるじゃないですか。この法案で。そうじゃないですが、地上権があるればそれは抵当物権の対象になるということをちゃんと書いてあるじゃないですか。そうなりますと、国有地を借りて、その上に家を建てて地上権ができたから、それを抵当にしてしまふのです。金融関係で抵当物権にしてそれで金を借りるので。そういうこでできるのじゃないですか。それができないという保障はありますか。これはいへんなことですよ。国有地を使用権で借りて、家を建てて地上権を設定して、そしてそれを抵当にして金を借りるということができるのです。とんでもないことじゃないですか。これは大臣ひとつつ意見聞かしてくださいよ。これはいへんなことですよ。

○政府委員(深草克巳君) 課長の答弁をお許し願いたいと思います。

○説明員(高野晟君) 国有地の貸し方につきましては、おっしゃいますように、使用許可の場合もございます。これは実際は大部分だろうと思ひますが、中には賃貸権、つまり賃貸借契約によつて賃貸借をする場合もございます。さらには、おっしゃいますように、地上権、いわゆる物権の設定まで含めてやる場合もございます。しかし、おっしゃいますように、賃貸借契約で直ちに地上権があるとおっしゃいますのは、いわゆる民法にいう地上権が直ちに賃貸権から、賃貸借からは必ずしも出てまいりません。

○須藤五郎君 そういう答弁では人が聞いてもわからないですよ。ぼくの聞くことに答えてください。国が使用権を認めて貸すでしよ、ある財団法人なら財団法人に貸すでしよ、そうすると、財団法人は借りた土地の上に家を建てるのですよ、家でも何でもいいんですよ、遊園地でも何でもいいんですよ。そうすると、この第四条四号で

○政府委員（深草克巳君） 課長の答弁をお許し願いたいと思います。

○説明員(高野晟君) 国有地の貸し方につきましては、おっしゃいますように、使用許可の場合もございいます。これは実際は大部分だろうと思えますが、中には賃借権、つまり賃貸借契約によって賃貸借をする場合もございいます。さらには、おつ

しゃいますように、地上権、いわゆる物権の設定まで含めてやる場合もございます。しかし、おっしゃいますように、賃貸借契約で直ちに地上権があるとおっしゃいますのは、いわゆる民法にいう地上権が直ちに賃借権から、賃貸借からは必ずし

地上権といふものができるわけですよ。それは民法でちゃんときまつているでしょう、地上権というものはできているのですよ、家を建てれば、地上権があるじゃないですか。その地上権をたてにとつてここで抵当に入れるということが可能になつてくるわけですよ。そうすると、国有地がある財団によつて抵当物件として扱われるということとは、私はこれはたいへんなことだと思つたのです。それが絶対できないという法的なちゃんとした措置があり、根拠があるならば、それを示してもらいたいけれども、この法律ではそれができなくなつてゐるのですよ。だから私は言ひますよ、そのところを明らかにしてください。

○説明員(高野嘉君) 確かにおっしゃいましたように、この四条の四号では貸借権、つまり貸賃借契約による貸借権がある。この場合にはただし賃貸人も承諾をしている。したがって、賃賃借

契約だ。の場合は、たとえば国の場合ですと、国の承諾が必要であります。そのほかにもちろん地上権の設定を国がいたす場合もあるかと思いますが、この場合は地上権が設定されております場合には、当然に四条の財団の組成物件となり得る

ないと、ころに私は問題があると、こう言うんですよ。だから、そういうことは絶対できないという法的根拠があるなら、それを示してもらいたいし、なければ、そういうふうになんとしておかないと、法的措置をしておかないといけないと、

○國務大臣(中會根藤弘君) 私はその点は須藤さんと考えはちよつと違ふのであります。国のものの上に正式に地上権が設定されるとか、あるいは公有地にとも設定されて、そうしてそれが国際観光とか、あるいは国民全般の観光のために非常に重要な役割りを果たすとか、意味があるという場合には、それは金融を得さしてもいいだろうと私は

思うのです。だから、国ないし町が、これはほんとうに適當であるという認定をして許せば、地上権を設定して金融の道も譲じさしてやってほしめたい。現にこいう国際観光ホテルやそのほかのたまためには金融の道も国家は譲じてあるはずであります。

す。そういうようにやはり国家的にも助成をしな
がら外客を誘致するとか、国民に安い費用で観
光を得させしむるとか、そういうことを考えても
いいので、何も悪い場合だけを想定しないで、プ
ラサになっている、安く国民に見せるといふ面も考

町長なりだか町會議員なりがある会社から買取されて、それに許可してしまふからぬ。そういうことが絶対ないという保証は今日の社会情勢でないです。私たちがそこが非常に気になる。だから、そういうことがあつてもこの法律でそういうことは絶対防げるんだというその根拠をやはり私は第一に明らかにしておいてもらわなくちゃいかぬ。地上権を直ちに抵当に——抵当というのがあるんですよ。この法律で言うところの融資の対象になるんですよ。さらに事実上売買の対象になつていくわけですよ。そして国有地、公有地の景勝地は景勝地の地上権を特別の個人または法人に認めることを通じて、国民共有財産が不当な侵害を受けるという結果が、いままでも申しましたように起こり得るんですよ。そういうことのないように、どういふふうに法的措置がされておるかという点を私はお尋ねしておるわけです。

○政府委員(深草克巳君) 地上権の問題でございしますが、財団抵当法はかたたくさんございしますが、みな同じような立法のしかたをしております。お尋ねの件は、結局、国有財産あるいは県有地を、管理者がいかに管理していくかということの問題だと私は思います。

○須藤五郎君 それは管理者がやっぱりばな人ばかりで、神さんのような人で、私心のないりっぱな人、ほんとうの国民の立場に立ち、町民、市民の立場に立つ人ならいいですよ。しかし、往々にしてそれを忘れて自分の私腹を肥やすような立場に立つ人がこれまでもたくさん出てくるわけですよ。今後も絶対出ないと言えないんです。だからそういうことの起こらぬように法的措置をしておく必要がある。これではそういう法的措置と言えない。これはそういうことを認める立場に立つた法律であるということをおし上げておるんです。どうですか。

○政府委員(深草克巳君) 私ども、先生が先ほどから申されたように、観光地の美化とかそういう問題には非常に大きな関心を持っておるわけ

でございます。そういう観点から、国有財産あるいは県有地の管理者がそういう感覚で、あるいは貸借権の承諾をする、あるいは地上権の設定を許可するかどうかという問題でございまして、各種の立法例を通じてもそういうことを積極的に私ども奨励する考えは毛頭ございませんで、むしろ消極的であるわけでございまして、どういふ問題でございまして、問題としてはどうかという問題でございまして、問題は私には全般的な問題、それからむしろ国有財産法の他の問題ではないかというふうに考えるわけがあります。

○須藤五郎君 そういう説明では私の疑念は晴れないんですよ。第四条にいます観光施設について、簡単な観光用と称するあずまや、腰かけなどのたぐいでも、地上権があればこれは財団の設定ができるんですよ。できないんですか。できるでしょう。

○政府委員(深草克巳君) 先ほど政令でどういったことを考へておるかというところで申し上げましたが、いま先生のおっしゃったようなものにつきましては、観光施設としては認めないつもりでございます。

○須藤五郎君 そうすると、どういふものがあればできるんですか。あずまや——家が建てばできるというても、家といふはあずまやから納屋、すべてこれ建物ですよ。どういふ程度の、範圍の建物をしなきゃ建物として認めないのか。その規定もこれ、ないじゃないですか。これじゃそういう理屈は通りますせんよ。やっぱりこの法案、正しくやっていますと、あずまや建てて腰かけ置いて、まあお茶飲み場でもつくって、それで商売すると、景色のいいところでお茶一ぱいというふうなことで商売する。そうすると地上権ができて、それで何でしよ、財団の設定ができるんですよ。そうすると抵当権もできてくるんですよ。おそろくそういうことになつてしまふおそれがありますよ。そういうところがあるんですよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 須藤委員の御心配は

われわれもよく思考し得るところでございまして、やはり観光地の中には国有地や、あるいは県有地というところも多々ございまして、そういうところの施設をしたという場合に、それが大衆の利便になり、いいものであるというならば、民力を使つてつくらしはうが私いいと思ふんです。そういう場合に金融の道を借させるということは適當であると認める場合には、やはりその方法も講じさせるということは不適當なことではないと思ふんです。この観光基本法の第十条を讀んでみますと、「観光に関する事業の健全育成」というようなことが出てありまして、やっぱり「健全な育成」という面においてやれることならばやつてもいいんだらうと思ふ。そういう悪い面が出てくることを考へますと、森羅万象必ず光と陰はあるものでありますから、これを押さえることはできないので、やはり政治に携わる者、行政に携わる者の心がまえというものは非常に大事ではないかと、そう思ふのであります。

○須藤五郎君 一ぺん国有地、公有地を買つて、使用権をとつて家を建てて地上権を生んで、それを抵当にする、抵当に入れている本人は逃げちゃりんですよ。金つかんで。そういうことだつて可能になるんですよ。私は悪いほうばかり言うとなかなかおっしゃるかもわからぬけれども、あなたがいま言った、日なたと陰がある、人生には。あなたは日なたのほうばかり見ておるからそうおっしゃるけれども、私は逆にこういう暗い面もあるんだぞと、この暗い面を押さへなかつたら政治家として国民に申しわけないじゃないですか。だからそういうことのないように法律をつくらなくちゃいかぬ。こういう抜け道のたくさんある法律ではそういう悪いことが防げないんだと、だからこの法律は不備な法律であると、私はこう言わざるを得ない。地上権——金をうんとこさ借りておいて、そしてそれを持って、ほつておいて現金つかんで逃げて行く人間が出てきますよ。不景氣な状態になつたらそういうこと起こってきますよ。そ

ういふことじゃ国民に対して申しわけ立たぬ、政治家として国民に。だからその点中曾根運輸大臣、政治家としてほんとうに国民の立場に立つて申しわけの立つような法律をつくつてやらぬと、こんな穴だらけの法律じゃという私たち賛成することできないです。いままでもたくさん御返事いただきましたけれども、こればかりは私の疑念は晴れていないんです。また疑念の晴れるような答弁はされてないというのを申し上げて、これで私質問を終わります。

○木村美智男君 ちよつとさつき質問を一応、終つたつもりなんですが、いま出されている問題、少しはつきりしておいてもらいたいと思ふのです。

それは、大臣の答弁によつて少し何というか、振幅が大きくなつたんだけれども、一体、この観光施設財団抵当法案なるものはたてまえとして、どういうたてまえでこの法律案がつくられておるか、純粹な立場で先ほど来、私申し上げておるうちに、観光事業の育成発展ということから考えれば、できるだけその所有の物件を抵当にして、金を借りて観光施設を整備するといふ、そういうことはいい方向だと思つたから、これは原則的に賛成の立場からいろいろ伺つてきたわけですけども、しかし、いまのいろいろ質疑のやりとりを聞いていますと、国有財産等については大体不許可というところが原則なんだというふうに、大体観光局長はそういう答弁をすつとしてきたわけですよ。だから現実にはそういうことはあり得ないのだというところになつてきたのが、大臣は積極的にこれはやっぱり、悪い面は別に救うことはないけれども、いい面をいろいろ見て、どんなこれは活用すべきだ。しかも、これが観光基本法の精神に沿つてくるのだ、こういうことになつてくる。少しふろしきが広がつてきたから、これはちよつと法制局が何かに来てもらつて、このことを、法律のたてまえは一体どこにあるのか。そこを、法律のたてまえがはつきりすれば、今日ある他の財団抵当法的な同種の法律はどうかとい

うことを見て、で、これだけが特に別なものではないということになるならば、これは嚴重に今後の運用の問題についてその注意をして処置をするという、こういう取り扱いをすればいいんだけれども、しかし、現在の他の抵当法のたてまえが違ふというふうなことになるならば、これはもう一回ちよつと検討し直さなければならぬという問題にぶつかってくるので、ここで私は法制局の見解をひとつ聞かしてもらいたい。その上で何というか、この問題の決着をつけたい。ちよつとやはり、疑義が解明されていない。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が生し上げましたのは、法的可能性を否定するものではない、そういう場合もあり得るといふ意味において申し上げたのでございまして、係の者の説明にありましたように、大部分のものは許可という形でいつておるそうです。それで地上権を正式に登録で設定しているというものは少ない実情であります。それをさらに承諾をして財団抵当を認めるという場合には、やっぱり、県の議会とか、あるいは国有財産審議会、地方のそういうものとか、当然、かかるべきものの行政機関の判定が出てくるだろうと私は思ふのです。そういう意味におきまして非常になれ例としてそういうことはあり得ると、こういうふうには私は考えております。

○須藤五郎君 いま法制局を呼んで、最後の意見を聞いておく必要があるという意見が出ましたが、私もそう思ふのですよ。この際、法制局を呼んでいただいて、そうしてその点はつきりさせておいたほうが、後日のためにもよいと思ひますから……。

○委員長(谷口慶吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。

○政府委員(深草克巳君) 先ほど申しましたように、他の法律と、つまり、この種の法律と立て方は同じでございまして。地上権の取り扱いと同じでございまして。それで大臣が積極的に貸すべき場合もあると御答弁されましたのは、青少年とか、あ

るいは勤労者の非常に安い旅行を奨励するといふ一環として、こういった場合に積極的に貸す場合もある、こういうふうには言われたことだろうと思ひますので、またそれも観光基本法の趣旨にのつておるわけにございまして、ただ一般論として、一、般のいわゆる観光事業者にこういうたものを貸すかどうかという問題については、国有財産法あるいは国有地の管理者、それがどう対処するかという姿勢の問題だろうというふうにし申し上げておるわけにございまして。

○須藤五郎君 ああいう無責任な答弁ではいかぬですよ。だって、今日だって国有財産法はあるでしょうが、ところが国有財産法がありながら、いろいろなおもしろからざるものが起こっているんですよ。だからこういう法律があつても、そこをちゃんとつきりしておかぬと、必ず後日問題が起こるといふことを私は言つてゐるんですよ。そして中曾根運輸大臣もその可能性はあるんだと、ひなたと陰とあるごとく、だからそういうことは大臣自身も認めてゐるんですよ。だからわれわれは国会議員として、国民に責任を持たなきゃならぬ立場で、そういうことが起こらぬように、黒い霧の起こらぬように、ちゃんとそういう歯どめを法的にしておかなきゃならぬ。それで、私は、こういうふうなことでそういうことが防止できるのかどうかという点を、法制局を呼んで、法的な立場に立つてひとつ判断を仰ぎたいというのが私の意見なんです。それが必要じゃないですか。それをやつておいたほうがいいんじゃないですか。

○委員長(谷口慶吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。

○国務大臣(中曾根康弘君) いまの第二条の政令の規定の問題でございまして、観光基本法の趣旨にのつたりまして、国民大衆、または勤労大衆、青年等が観光旅行等を行なうに於いて利便を得るとか、あるいは有利な観光をなし得るといふような方面の施設に、こういう財団が設定される場合

に限定されるのが私は好ましいと思ひます。それで、単なる利潤をもうけるためのホテルや何かの観光施設というものがこういうものを利用することとはあまり好ましくないと思ひます。そういう点について政令の内容をつくるときに注意してつづつてみたいと思ひます。

○須藤五郎君 大臣の答弁非常に観念的です。好ましいとか、そういうことはないうと思ふことでは、これはやはり問題残りますよ。

○委員長(谷口慶吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま問題になりましたこの観光施設の内容の問題でございまして、御趣旨を体しまして、勤労者の施設、勤労者用のものであるとか、青少年用のものであるとか、大衆用のもので、観光基本法の精神に沿うものを政令で定める方向で御趣旨に沿いたいと思ひます。その点で御了承をお願いしたいと思ひます。

○委員長(谷口慶吉君) 委員の異動について報告いたします。

本日井野原君、天坊裕彦君が委員を辞任され、その補欠として紅露みつ君、北島教真君がそれぞれ選任されました。

○委員長(谷口慶吉君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――ほかに御意見もないようですから、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口慶吉君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷口慶吉君) 次に、船舶安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。中曾根運輸大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました船舶安全法の一部を改正する法律案の提出理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、満載喫水線を標示しなければならぬ船舶の範囲を拡大することであり

別途国会において承認をお願いすることとしております「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約」を受諾するため、近海区域または沿海区域を航行区域とする長さ二十四メートル以上総トン数百五十トン未満の外航船等に対しまして新たに満載喫水線の標示を義務づけることといたしました。

また、この条約の適用を受けない船舶につきましても、積み過ぎによる海難を防止するため、満載喫水線を標示しなければならぬ船舶の範囲を拡大し、沿海区域を航行区域とする長さ二十四メートル以上の内航船、総トン数二十トン以上の漁業船等に対しまして新たに満載喫水線の標示を義務づけることといたしました。

改正の第二点は、無線設備を設置しなければならない船舶の範囲を拡大することであり、海難を予防するとともに事故発生時の通信手段を確保するため、無線設備を設置しなければならぬ船舶の範囲を拡大し、内航海客船につきましては沿海区域を航行区域とする総トン数百トン以上のものに対して、内航海客船につきましては遠洋区域または近海区域を航行区域とする総トン数三百トン以上千六百トン未満のもの及び沿海区域を航行区域とする総トン数三百トン以上のものに対して新たに無線設備の設置を義務づけることとした。

なお、無線設備は、無線電信であることが原則であります。今回新たに無線設備の設置を義務づけられた船舶は、すべて内航海客船であることを考慮いたしまして、これらの船舶につきましては、無線電話をもつて足りることとしております。また、無線設備に関する改正に伴いまして、電波法及び船舶職員法の関係規定の整備をすることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(谷口慶吉君) 本日は提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十六日)

一、船舶安全法の一部を改正する法律案

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第三項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における価額を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五條第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は土地の定着物を出資の目的として、公団に追加して出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京国際空港滑走路延長反対に関する請願(第三四五六号)

第三四五六号 昭和四十三年四月三日受理

東京国際空港滑走路延長反対に関する請願

請願者 東京都大田区中央二ノ一〇ノ一大

田区議會議長 竹内正作

紹介議員 木村精八郎君

東京国際空港滑走路延長に伴う飛行場拡張事業には反対であるから、特に配慮されたい。

理由

東京国際空港(羽田空港)拡張に伴う東京港内公有水面の埋立計画は、著しい航空輸送の増大と航空機の大型化、高速化に対処するため、東京国際空港整備計画の一環として現在長さ千五百七十七メートルのB滑走路を二千五百メートルに延長し、安全性の確保に供するため飛行場用地を造成するものであり、これは地元住民のために騒音被害を少なからしめる目的で計画されたものではなく、又公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の精神にも反するものである。

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局